

第 1 1 3 回淡路市議会定例会追加提出議案の概要説明書

- 1 条例制定 2件
 (1) 改正条例 2件

議案等番号	件 名	所 管 課
議案第 8 0 号	<p>○ 淡路市職員の給与に関する条例(平成17年淡路市条例第49号)及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年淡路市条例第7号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>令和6年人事院勧告において、民間給与の支給状況等を踏まえ、国家公務員の給与について、月例給・特別給ともに支給率の上げをすることが勧告されたことに伴い、同勧告に基づく国家公務員の給与法の改正に準拠して所要の措置を講じる。</p> <p>1 第1条の改正により、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ「100分の5」(暫定再任用職員「100分の2.5」)に引き上げ、及び給料月額を若年層に重点を置いて平均3.0%引き上げる。</p> <p>2 第2条の改正により、第1条で引き上げた支給割合を令和7年度以後は、6月期と12月期が均等になるよう所要の措置を講じる。</p> <p>3 第3条の改正により、上記1と同様に会計年度任用職員の給料月額及び報酬も引き上げる(12月期の期末手当及び勤勉手当は、上記1の改正規定を準用して引き上げる。)。ただし、日額又は時間で報酬を定める職員の令和6年4月から12月までに支給する報酬並びに期末手当及び勤勉手当について、遡及適用しないとする特例措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日等 公布の日(第1条の給与の改正規定及び第3条の会計年度任用職員(一部を除き。))の給与及び報酬の改正規定は、令和6年4月1日に遡及適用)。ただし、第2条の令和7年度以後の給与の改正規定については、令和7年4月1日からとする。</p>	総 務 課
議案第 8 1 号	<p>○ 淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成17年淡路市条例第46号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>議案第80号の改正に伴い、市長等の特別職の特別給の支給割合についても、同様に所要の措置を講じる。</p> <p>1 第1条の改正により、市長、副市長及び教育長の期末手当について、一般職に準じて、期末手当の支給割合を在職期間の区分に応じ、引き上げる。</p> <p>2 第2条の改正により、第1条で引き上げた支給割合を令和7年度以後は、6月期と12月期が均等になるよう所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日等 公布の日(第1条の期末の改正規定は、令和6</p>	総 務 課

	年12月1日に遡及適用)。ただし、第2条の令和7年度以後の 期末の改正規定については、令和7年4月1日からとする。	
--	--	--

2 予 算 1件
(1) 補正予算 1件

議案等番号	件 名	所管課
議案第82号	<p>○ 令和6年度淡路市一般会計補正予算(第6号)</p> <p>補正額 2億3,600万円 補正後の予算額 386億2,260万円余(※) 繰越明許費補正 追加1件</p> <p>※ 令和6年度淡路市一般会計補正予算(第5号)の補正後の 予算額に今回の補正額を加えた額</p>	財 政 課